

# 提 案 書

平成21年2月9日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住 所 とうきょうとちゅうおうく にほんばし にんぎょうちょう 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番2号

名 称 しゃだんほうじん 社団法人テレコムサービス協会 きょうかい MVNO協議会 きょうぎかい

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

## 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に際して提案・意見提出の機会を戴き、厚く御礼を申し上げます。以下のとおり弊協議会意見を提出します。

検討項目	具体的内容	
1. モバイル市場の公正競争環境の整備	(1)第二種指定電気通信設備制度の検証	<p>1) • <b>要約:</b> 電波の希少性や市場の寡占状態、固定系との機能差が少ないこと、日本では欧米諸国と異なり無理線周波数のオークション制度が採用されておらず電波の公共性が強いこと等を鑑み、移動通信においても固定系と同様の指定電気通信設備制度を導入することを提案します。具体的には、次の4点です。詳細は、別紙1-(1)-1をご参照下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 指定電気通信設備を設置する移動通信事業者の範囲として、契約者数が多く寡占状態を形成している上位3社を指定すること</li> <li>2) 上記の3社に対する規制ルールを、固定通信における指定電気通信設備の設置事業者に対する規制と同一水準にすること</li> <li>3) 現在、第一種指定電気通信設備を設置している事業者に適用されている制度が複雑かつ不透明性が残っていることを鑑み、より簡易でかつ透明性の高い規制ルールを設定すること</li> <li>4) その骨格として、①接続約款は認可制とすること、②接続会計の採用を義務化すること、③接続会計から網使用料算定根拠の導出過程を含めて、最終的な網使用料算出にかかるすべて過程を明確化・公表すること、④網使用料算定にあたって、標準的な最適ネットワークを設定し、その最適ネットワークを基本に網使用料を導出すること、⑤算定された網使用料についても認可制とし、一定期間(例えば30日間)の監督官庁による審査期間内に当該官庁からの指摘がない場合は、認可されたと見做される様な審査プロセスを導入すること、⑥機能のアンバンドル化を図り、標準的接続箇所を定めること、⑦指定電気通信設備を有する事業者の子会社、関連会社、親会社との取引の妥当性も含めて、網コストの適正性を判別し、網使用料を算定すること、⑧網使用料算定においては、設備の法的耐用年数ではなく、経済的耐用年数を採用すること</li> </ol> <p>• 現在、第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、接続料(電気通信事業法第34条第3項第4号)、接続会計の整理義務(電気通信事業法第33条、第一種指定電気通信設備接続会計規則)等が課されていますが、第二種指定電気通信設備を設置する事業者については、同様</p>

			<p>の規制がありません。別紙 1-(1)-1)に記載したボトルネック性を鑑み、この差異を排して、第二種指定電気通信設備を設置する事業者についても、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と同様の規制の必要性も論じる必要があると考えます。また、固定と携帯の融合が進む現在、固定通信においても、第一種指定電気通信設備以外の固定通信事業者に対して、一種指定電気通信設備を設置する事業者と同様の規制の必要性も論じる必要があると考えます。</p>
	2)	●	<p><b>要約:</b> 第二種指定電気通信設備制度(若しくは上記で記載した新制度)において、当該設備を設置する事業者においても、機能のアンバンドル化を進め、アンバンドル化された機能を定義すると共に、標準的接続箇所を設定すべきであると考えます。その理由は、本提案募集の別紙1に示されているように、MNOとの間でアンバンドルに係る紛争事案が発生したことに加え、様々な提案募集の場で位置情報機能や料金情報等に関するインタフェース公開の要望がなされていること、さらに、接続料や接続会計の透明性やトレーサビリティを担保することで今後の情報通信プラットフォーム事業やMVNO事業の進展に合わせて、様々なサービス創造を促進する原動力となる可能性が高いことに依ります。また、経済的な負担を配慮しつつ、レイヤモデルの上位レイヤ、たとえばプラットフォームレイヤ等のアンバンドルだけでなく、垂直方向や水平方向にもどのように整理するか論じるべきと考えます。詳細は、別紙1-(1)-2)をご参照下さい。</p>
	3)	●	<p>本提案募集の別紙1にも記載されているとおり、第二種指定電気通信設備制度においては、接続料の算定方式に対する明確な基準が存在しません。前記のとおり、事業者(MNO)の営業利益が益々高い水準に到達しつつあることを考えると、現在の接続約款に規定されている接続料が妥当な水準なのか否かも含めて、接続料算定の方法論を明確に定める価値は極めて高いと考えます。</p> <p>接続料算定に際しては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①参照する移動通信網の決定、</li> <li>②算定に使うトラフィックの決定(現在のトラフィックか将来の予測か等)、</li> <li>③必要な会計制度の整備(規制会計)、</li> <li>④設定された会計制度から接続料を算定する手順の明確化、</li> </ol> <p>のすべてを明確に定める必要があります。これらのうち、①については、現在の移動通信網が最適に設計されているとは限らないこと(例えば、過度に冗長な設備を設置している可能性や価格競争力の無い製品を開発・購入している可能性など)から、すべての議論の出発点として最も重要な要素となります。実際の検討に当たっては、まず携帯電話事業者(MNO)からの十分な情報開示が必須の条件であると考えます。また、③については、第一種指定電気通信設</p>

		<p>備制度と同様の接続会計を現在適用中の電気通信事業会計に加えて適用し、利用部門と管理部門を分離してそれぞれの収益・費用を明らかにして、公正な競争環境を構築する必要があると考えます。④については、現在の第一種指定電気通信設備制度においても、算定プロセスが不透明であるため、その透明性確保も含めて、現在の第一種指定電気通信設備制度を改定・改良した制度を構築する必要があると考えます。</p> <p>4) ● 上記第1)項及び第3)項で述べたとおり、第二種指定電気通信事業設備(若しくは新制度によって定められる設備)を設置する事業者には、現在の第一種指定電気通信設備を設置する事業者と同一概念の規制会計が義務付けられるべきです。 このようなコスト計算ができるようになることが、第二種指定電気通信設備(若しくは新制度によって定められる設備)を設置する事業者の原価意識を高め、経営効率の向上にも資すると思われます。たとえば、米国でも独占禁止法の強化が管理会計の発展を促した歴史的な事実もあり、そのコスト増を超えるコストダウンが期待できます。さらに、検討対象とするネットワーク構成の簡素化、設備や機能区分の簡素化、適用する接続料算定方式(長期増分費用方式や実績原価方式など)の統一・簡便化による合理化の進展も期待され、更なるコストダウンにつながるものと考えます。</p> <p>5) ● 事業計画等に関しては、第一種指定電気設備と同様に第二種指定電気設備接続会計についても監査(デューデリジェンス)を実施すべきと考えます。また、今後、接続料や接続会計の方法論のベースになる電気通信事業会計と接続会計のベースとなる仕組みの構築を進めるべきだと考えます。具体的には以下の各点が重要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原価資料の明細を総務省にすべて提出し、総務省で独自に計算できる仕組み(この方針は英国で既に実施中である)</li> <li>2. 固定資産や無形資産の管理の充実</li> </ol> <p>● 固定系と移動系の違いとして、「点」の通信と移動という自由度の高さからもたらされる「面」の通信の違いがあります。今後、「ふるさとケータイ事業」のように、サービス提供エリアを限定したMVNO事業者の出現も予想されます。さらに、このような事業者が、サービス提供エリア内で固定網を活用したFMCサービスへと発展し、例えば、コミュニティのライフラインとして高度なサービス提供にもつながることも考えられます。従い、このようなエリア限定型の接続についても、固定・移動を問わず、エリア限定型の接続も視野に入れた検討も必要になると考えます。</p> <p>● 利用者料金として電気通信事業法が定めるところの「原価+適正利潤」の範囲を逸脱し、「原価+適正利潤」を下回る(即ち原価割れで)利用者料金を提示しているケースが第二種指定電気</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>通信設備を設置する事業者が特に法人に対して相対契約の名目の下を実施しているケースが多々あるとの情報があります。利用者料金についても、十分な監視がなされることを切望します。少なくとも基本的な料金については総務省への届出制とし、公表する形式にするなどのルールを導入する必要があります。</p>
(2)ネットワークインフラの利活用	1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源の節約・有効利用・コスト削減の観点から、設備の共用は率先して行うべきであると考えます。鉄塔など設備の共用ルールの整備については、コロケーション制度と同様の整備が今後必要と思われる。また、不動産所有者の過度な占有料の在り方についても論じる必要があると考えます。</li> <li>● 欧州委員会において、その加盟国間のローミング料に制限を加える動きが活発化する中で、国内ローミング及び国際ローミングの双方についてルール化(上限金額の設定など)を促進することは、利用者の利便性促進に寄与するものであることから、ルール作りを開始すべきと考えます。一方で、前述のとおり、日本のMNOは、政府にライセンス料を支払うことなく無線周波数資源を利用しており、国民共通の資源を有効に利用する義務が欧米諸国のMNOに比べて格段に大きいことから、国内ローミングに関しては単にそれに頼ることなく、自らのサービスエリア拡張を可及的速やかに進めるべく、監督官庁として明確なエリア展開条件を課する必要があると考えます。ローミングは、MNOとMNOのローミングに加えて、国内外を問わずMVNOとMVNOのローミング、またはMVNOとMNOのローミングも可能です。かかるローミングサービスを提供するためには、MNO側のソフトウェア改造が必要となる可能性があります。当該サービスがMVNOにとっても重要なサービスであることから、速やかな技術的検討と条件整備が必要であると考えます。</li> </ul>
	2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● MNOがMVNOを実施することの制限: MNOがMVNOを実施することは、電波免許を取得して自ら全国網を構築することを実効的に義務付けられているMNOの義務の放棄であること、及び我が国においてMVNOが移動通信事業活性化の手段として認知されてきた背景として、MVNOは、MNOが提供しない新規かつ有用なサービスを提供するための事業者であり、単に面的なサービスエリア拡張を図るための手段ではないとの基本原則に反することから、MNOが他のMNOのネットワーク上でMVNOを実施することは禁止されるべきです。これは単に、同一の方式(例えば3G同士)のみならず、WiMAXと3Gのような異種の方式間についても同様であると考えます。</li> <li>● 「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」では、「フェムトセル基地局を利用者の設備(売切り)」の形態についても、制度整備及び法の適</li> </ul>

			用の明確化するとしているところであります。一方、移動通信においては、3. 9世代や4世代など、新技術を使ったシステムが導入されようとしており、高速な無線アクセスサービスを提供するためには、現システムと比して、より密度の高い基地局設置が求められることが予想されます。このような状況を鑑み、例えば、不動産所有者が所有する基地局など、利用者設備の活用なども視野に入れて、移動通信の健全な発展を図ることが肝要です。接続ルール見直しの観点からは、フェムトセル基地局所有者が電気通信事業者であり、MNOとの接続を求めるケースも発生するであろうことから、かかる接続におけるルールを明確にし、機能のアドバンドル化や標準的接続箇所としての認定も検討する必要があると考えます。
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	(1)FTTxサービス	1)	
		2)	
		3)	
	(2)DSLサービス	1)	
		2)	
		3)	
	(3)ネットワークインフラの利活用	1)	
		2)	
		3)	
3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	(1)通信プラットフォーム機能のオープン化	1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要約: MNOが保有する通信プラットフォーム機能を指定電気通信設備であると認定し、かつアンバンドルを図り、標準的接続箇所として設定することは、多様なサービスの実現と公正競争の双方の観点から、プラットフォーム事業の進展のために極めて有用と考えます。詳細は、別紙3-(1)-1)をご参照下さい。</li> </ul>

		2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動網の通信プラットフォームの特徴的な点として、ポータル等の事業者が提供する通信プラットフォームと端末の接続機能がバンドルされている点があります。ポータルは事業者設備であるのに対し、端末は利用者設備となります。このように、設備の所有形態は異なるものの、利用者からみれば、ポータルと端末が一体となったサービスであり、通信プラットフォーム機能の検討においては、ポータルと端末の両方の在り方について検討する必要があると考えます。端末内機能のあり方は、接続ルールにそぐわない可能性もありますが、「モバイルビジネス活性化プラン」では、端末のSIMロック解除に関して、「2010年の時点で解除義務化について最終的に禁止に関する最終結論をだす」予定であり、これに併せた検討を行うなど、端末内機能のアンバンドル化に関する検討を継続することは重要と考えます。</li> <li>● プラットフォームの安全安心や個人情報の扱いについて、取引先や接続事業者も含む基準の策定や監査の導入を検討すべきと考えます。</li> </ul>
	(2)紛争処理機能の強化等	1)	
		2)	
		3)	
	(3)その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>● レイヤモデルを水平に切っていくと、レイヤ間の連携が切れすぎてしまう可能性があります。レイヤモデルの壁を超えて事業者間の連携を促進する事業者の出現を促す施策も視野に置いて検討する必要があると考えます。</li> </ul>
4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	(1)接続料算定上の課題	1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本提案募集の別紙1に記載されているとおり、第一種または第二種の指定電気通信設備制度（若しくは新制度）の対象とならない事業者が「不当に高額な接続料」を請求する可能性はあります。しかしながら、そのような事業者は一般的には市場支配力のない事業者であると考えられ、かつ、そのような事業者が、「不当に高額な接続料」を請求したとしても、結局はユーザ料金の高騰を招いて自らの市場競争力を失うことは自明ですから、電気通信事業法第32条2号の拒否事由に該当しないと考えます。</li> </ul> <p>一方で、固定通信サービスにおいては、未だにNTTグループの市場支配力が圧倒的に強く、そのボトルネック性や市場支配力を背景とした不当行為が行われているという意見表明があること、また、移動通信サービスにおいては、前述の3社寡占状態がもたらす弊害が発生していることから、指定電気通信設備を設置している事業者（及び新たに当該設備設置事業者として認定すべき事業者）が喚起する問題のほうが遥かに重要です。これらに対しては早期の対策を講じる必要があり、優先順位の観点からも、本項で提起された問題は重要な課題であるとは考えられず、少なくとも、現段階で取り上げるべき課題であるとは思えません。</p>

		2)	
		3)	
(2)固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前述のとおり、第一種指定電気通信設備制度と第二種電気通信指定電気通信設備制度は、対象事業者範囲を拡大し、第一種に対する制度の問題点を除外した上で、第一種指定電気通信制度を基本とする統一的な制度として制定する必要があると考えます。 このような施策を講じても、圧倒的に強い市場支配力を有するNTTグループの立場が短期間のうちに変化することは考えにくく、また、FMC時代が到来しつつある中、NTTグループ企業間の協業の可能性が増すことから、引き続き、NTTグループ内企業の協業に関する規制とその検証は必須の行為であると考えます。 指定電気通信設備を設置する事業者が、通信サービスレイヤにおける市場支配力を背景に、他の分野においても支配力を行使している例としては、上位レイヤのみならず、販売チャネルに対しても見受けられます。この点は、総務省による過去の提案募集においても意見提起されている点です。例えば、NTTドコモとは資本関係が無い流通チャネルやドコモショップに対して、他社商品の販売について、実質的にNTTドコモに販売許可を求めざるを得ないなどの行為が散見されます。 このような事案も含めて、規制の強化とより積極的な監視機能の導入が必要であると考えます。</li> </ul>	
	2)		
	3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以上述べたすべての課題を解決するためには、MNOや固定通信事業者からの十分な情報開示がなされることが、その出発点となります。すべての情報を公表することが不可能であることは理解できるのですが、たとえば、非公開の場において、有識者が十分に実態を把握できる環境を構築することが建設的な議論につながります。このような環境整備がなされることを要望します。 また、指定電気通信設備を設置する事業者は、接続約款を総務大臣に提出し、公表することが義務付けられていますが、外部企業からは理解しにくい記述も多く、また、手続きに時間を要するしくみになっている、接続事務の遂行に当たって、当該事業者側にのみ所要期間変更の権限があるなど、現行の接続約款には不透明性、不平等性が内在しています。特に、現在、届出制になっている第二種指定電気通信設備を設置する事業者に対しては、接続約款を届出制から認可制に移行することと合わせて、これらの課題も合わせて改善することを要望します。</li> </ul>	

## 別紙1-(1)-1)

移動通信サービスにおいてはサービスエリアの広さが重要であり、その結果、屋内も含めた全国ネットワークを構築しようとする数兆円レベルのネットワーク投資が必要になります。これと無線周波数の有限希少性に起因して、日本においては、上位3事業者(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル)による市場の寡占状態が形成されています。

この寡占状態は、固定通信網における設備のボトルネック性とは異質の要因ではありますが、携帯電話契約者数が固定電話のそれを上回るなど、移動通信網(携帯電話網)が紛れもない社会の重要な通信インフラストラクチャとして位置づけられること、寡占状態であるがゆえに、十分なサービス競争がなされない可能性が高いこと、その帰結の一つとして、通信料金の高止まりが発生している可能性が高いこと(例えば、これは、世界的な経済不況の中、携帯端末販売が伸び悩む一方で、販売インセンティブ費用支出が削減されて携帯電話事業者が従来にも増して突出した営業利益を計上する可能性が高いことから推測できます。)など、各種の弊害が発生しています。

ボトルネック性という概念自体についても、以下の理由より第二種指定電気通信設備を設置する事業者についても存在すると考えます。即ち、現在、発信側支払い原則の下で、通常、発信側事業者が料金設定権を有し、発信者が着信側事業者区間の料金も支払い、発信側事業者が着信側事業者に接続料を支払う構造となっており、着信側事業者にその接続料を下げようとするインセンティブが働かないことから、ボトルネック状態(いわゆる着信ボトルネック)が形成され、寡占状態においてはそれが助長されていると認識しています。この考え方の根拠は、例えば英国の通信の規制団体であるOFTEL(現在OFCOM)においても議論されている考え方であり、発信側支払い原則(Calling party pays principle)が採用されている全ての通信について適用できる考え方です。発信側支払い原則の下では、通信の着信接続料金は、着信側が支払うのではなく、発信側のネットワークの加入者が支払います。したがって、特定の番号へ通話を行うためには、そのネットワークを利用せざるを得ないという意味で、発信者に選択の余地は存在しません。このように、第二種指定電気通信設備を有する事業者(または市場の寡占状態を形成している事業者)にもボトルネック性が存在するといえます。(http://www.yu-cho-f.jp/research/old/pri/reserch/monthly/2003/174-h15.03/174-acontribute1.pdf)  
また、日本においては、欧米各国で行われている無線周波数(例えば、第3世代移動通信方式(3G))に対するオークション制度が採られていません。欧州では、例えば、3G用無線周波数に対して、下記のような巨大なライセンス料が支払われています。

### 英国の例

Hutchison:	69億米ドル
Vodafone:	94億米ドル
BT:	64億米ドル
121:	63億米ドル
Orange:	64億米ドル
合計	354億米ドル(3兆5400億円: 1ドル=100円換算)

ドイツにおいても、3Gライセンス付与に当たり、合計458億米ドルのライセンス料が支払われています。これらの支払額を人口換算して日本に当てはめると、7兆円レベルの金額となります。

日本においてこのようなライセンス料が支払われていないということは、まさに無線周波数資源が国民の共有財産であることを示すものであり、電波免許を受けた事業者(MNO)は、自社網をより整

備・開放する義務が生じ、それを履行するために、法的な面からも、より強い規制が適用されるべきであると考えられます。

これらの点を考えると、第二種指定電気通信設備制度と第一種指定電気通信設備制度の理論的背景は異なるものの、現在の我が国の移動通信は、利用者の利便性をさらに高め、公正な競争が喚起され、かつ情報通信の健全な発展に資する環境が整っているとは言い難い状況であり、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(若しくは寡占状態を形成しているMNO)に対してより強固で明確な規制の導入が必要であると考えられます。

この規制のレベルについては、第一種指定電気通信設備を所有する事業者との接続ルール設定に過大な労力が費やされたにもかかわらず、その手続きは複雑で、また、未だに不明確なプロセスが存在することなどの理由により膠着状態とも言うべき状況が続いている事実を鑑みると、より簡便で透明性の高い接続ルールの導入が必要であることは明白です。

また、移動通信網と固定通信網の機能的な差分に注目した場合、その差分は、位置登録機能とチャネル切替え機能のみであり、これらの機能が30年も前から実現されているソフトウェア主体の完成された技術であることを考えると、技術的側面からも第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信接続制度を区別する合理的理由は見当たりません。特に、すべてのネットワークがIP技術を採用する方向に向かい、かつ固定通信と移動通信の融合(FMC)の時代が到来していることを考えると、支配力を有する電気通信事業者に対する規制は、固定移動を問わず、同等であるべきと考えます。

以上の結論として、以下の点を提案致します。

- 1) 指定電気通信設備を有する移動通信事業者の範囲として、契約者数が多く寡占状態を形成している上位3社を指定すること
- 2) 上記の3社に対する規制ルールを、固定通信における指定電気通信設備の設置事業者に対する規制と同一水準にすること。
- 3) 現在、第一種指定電気通信設備を設置している事業者に適用されている制度が複雑かつ不透明性が残っていることを鑑み、より簡易でかつ透明性の高い規制ルールを設定すること。
- 4) その骨格として、①接続約款は認可制とすること、②接続会計の採用を義務化すること、③接続会計から網使用料算定根拠の導出過程を含めて、最終的な網使用料算出にかかるすべて過程を明確化・公表すること、④網使用料算定にあたって、標準的な最適ネットワーク設定し、その最適ネットワークを基本に網使用料を導出すること、⑤新たに設定された網使用料についても認可制とし、一定期間(例えば30日間)の監督官庁による審査期間内に当該官庁からの指摘がない場合は、認可されたと見做される様な審査プロセスを導入すること、⑥機能のアンバンドル化を図り、標準的接続箇所を定めること、⑦指定電気通信設備を有する事業者の子会社、関連会社、親会社との取引の妥当性も含めて、網コストの適正性を判別し、網使用料を算定すること、⑧網使用料算定においては、設備の法的耐用年数ではなく、経済的耐用年数を採用すること。

以上

## 別紙1-(1)-2)

別紙1-(1)-1)で述べたとおり、第二種指定電気通信設備制度(若しくは前記の新制度)において、移動通信網においても、機能のアンバンドル化を進め、アンバンドル化された機能を定義すると共に、標準的接続箇所を設定すべきであると考えます。その理由は、本提案募集の別紙1に示されているように、MNOとの間でアンバンドルに係る紛争事案が発生したことに加え、様々な提案募集の場で位置情報機能や料金情報等に関するインタフェース公開の要望がなされていること、さらに、接続料や接続会計の透明性やトレーサビリティを担保することで今後の情報通信プラットフォーム事業やMVNO事業の進展に合わせて、様々なサービス創造を促進する原動力となる可能性が高いことに依ります。また、経済的な負担を配慮しつつ、レイヤモデルの上位レイヤ、たとえばプラットフォームレイヤ等のアンバンドルだけでなく、垂直方向や水平方向にもどのように整理するか論じるべきと考えます。

アンバンドルの基本的な考え方は、現在の日本の移動通信ネットワークがITU等の世界標準(例えば3GPPによる3G標準)を採用していることから、当該世界標準により定義されているインタフェース毎に機能のアンバンドル化を図ることが基本と考えます。その結果として、例えば、3GPP標準に基づく3G網であれば、RNC、MSC、HLR、VLR、SCF、SMFなどがアンバンドルの対象となりますが、中には、アンバンドル化しても利用されない単体機能も存在すると考えられるため、アンバンドル化の具体的な機能単位についてはさらなる検討が必要で、当協議会としても、議論が進展するのであれば、より具体的な提案をさせていただきたいと考えています。

上記以外のアンバンドル化の具体例としては、現在、既の実施されているように、移動通信網を回線交換通信網機能とパケット交換通信網機能に分割して提供することに加えて、パケット交換網の加入者パケット交換機機能(3GPPのSGSN)、パケット交換にかかるレイヤ2レベルでの接続機能、モバイルポータルサービス用プラットフォーム機能、位置情報提供機能、料金情報提供機能、ローミング機能、SMS機能、パケット通信における着信機能、新たな網構成における通信制御系機能(例えばIMS)等が挙げられます。

この議論は、第二種指定電気通信設備の範囲とも関わります。以下に具体的な事例を示します。

パケット交換におけるレイヤ2レベルでの接続機能のアンバンドル化については、一部のMNOで機能開放が実現若しくは確定している一方で、他のMNOにおいては、まったく議論が進展しているようには見受けられません。IP化が進展する中、本機能はデータ通信の骨格となる基本的機能であることから、可及的速やかな措置が必要であると考えます。

モバイルポータルサービス用プラットフォーム機能及び位置情報提供機能については、通信プラットフォームに関する項(別紙3-(1)-1))で詳細を述べますが、一部のMNO(NTTドコモ)で、当該MNOが提供するモバイルポータルサービス(iモードサービス)提供機能と同等の接続が可能である以外は、インタフェースの開放すらなされておらず、また、開放されている場合でも完全に同等の条件で開放されていない可能性があること、あるいは位置情報機能については、必ずしもすべてが第二種指定電気通信設備でないと認識できるなどの不整合が存在すると思えることから、これらすべて若しくは重要な設備について第二種指定電気通信設備(若しくは新制度における指定電気通信設備)と認定した上で、機能のアンバンドル化と標準的接続箇所としての認定を行う必要があると考えます。

料金情報提供機能については、一定数の法人顧客が当該法人内の個々の社員や部門ごと、若しくは企業全体の通信費用を(例えば月の途中で)知りたいというニーズがあることを考えると、特にMVNOがサービスを提供している法人顧客に対して、(準)リアルタイムの料金情報提供が必要となります。即ち、かかる機能のアンバンドル化と標準的接続箇所としての認定が必要となります。

ローミング機能については、1章(2)の1)項で述べますが、MVNOにとっても重要な機能であることからアンバンドル化すべき機能の一つです。

この他にも、フェムトセルとの接続が挙げられます。「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」では、「フェムトセル基地局を携帯電話事業者の設備(事業用電気通信設備)として携帯電話役務の提供に用いる」形態と「フェムトセル基地局を利用者の設備(売切り)」の形態について、制度整備及び法の適用の明確化するとしているところです。また、「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」では、携帯電話事業者以外の者による簡易な操作による運用も言及されております。一方、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(再改定)」では、「無線局の運用の特例」制度を活用した「みなしMVNO」も定義されており、今後、フェムトセル所有の電気通信事業者と携帯電話事業者(MNO)との相互接続は、一般的な行為になると考えます。フェムトセルに関しては、現在、SGSN/MSCと接続する方式、IMSと接続する方式など、複数方式の標準化が進められております。このような状況を鑑み、無線アクセスネットワーク網とコア網との接続点も標準化的接続点として認定を行う必要があると考えます。

なお、アンバンドル化された機能との標準的接続に関して、当該接続のためのハードウェア及びソフトウェア改造にかかる費用については、特殊な場合を除き被接続事業者側が当該費用を負担するのが原則であることから、たとえば上記のレイヤ2レベルの接続やモバイルポータルプラットフォームとの接続等に関しても、改造に要する費用は携帯電話事業者(MNO)が支払うべきものと考えます。

上記課題の検討においては、指定電気通信設備の対象となる、若しくは指定電気通信設備を設置する事業者が保有する指定電気通信設備以外の設備構成や機能が、正確に公表されていないところに問題を不透明にしている根本要因があるため、まず、対象となるMNOの網構成、各構成要素の機能及び装置構成をMNOが情報開示することが、すべての議論の出発点となります。

以上

## 別紙3-(1)-1)

1章(1)の2)項で述べたように、MNOが保有する通信プラットフォーム機能を指定電気通信設備であると認定し、かつアンバンドルを図り、標準的接続箇所として設定することは、多様なサービスの実現と公正競争の双方の観点から、プラットフォーム事業の進展のために極めて有用です。

プラットフォーム事業について論じる場合、まずMNOが保有する通信プラットフォームに対する考え方を整理する必要があります。たとえば、モバイルポータルサービスにかかる設備(例えばNTTドコモのiモードセンタ設備)やデータ通信アプリケーションサービスを提供する設備(例えばNTTドコモのmopera)については、結果的に第二種指定電気通信設備を有する事業者の支配的地位を助長若しくは維持する大きな要因となってきたことから、移動通信伝送網設備とは切り離して別法人化することとし、さらに資本系列も現在の資本系列(例えばiモードの場合は、NTTグループ)も独立の資本系列とするのが本来の姿であると考えます。この構造が完了するまでは、若しくは、何らかの要因でこの構造をとり得ない場合には、モバイルポータルサービスやデータ通信アプリケーションサービスに関わる設備の全部若しくは一部を第二種指定電気通信設備として認定すべきであり、その上で当該機能のアンバンドル化と標準的接続箇所としての認定を図る必要があります。

その理由は、①モバイルポータルサービスにかかる設備の中には、課金機能のように、明らかに第二種指定電気通信設備として指定されるべき機能が包含されていること、②一部の位置情報サービス(たとえばiモードの付加サービスとして提供される位置情報サービス)については第二種指定電気通信設備であるが、他の位置情報サービス(例えばGPS利用のサービス)は第二種指定電気通信設備でないと認識できる例があり、現在の整理に不統一性が存在し、かつ後者の位置情報サービスの方が広く利用されているため、合理的な水準を越えた利益の源泉になっている可能性があること、③現在サービス提供中のモバイルポータルサービスには(利用ライセンス料の支払いを必要とする)第三者の知的所有権が含まれている可能性があり、接続事業者がこの知的所有権の扱い(ライセンス料の支払いなど)を回避するためには、第二種指定電気通信設備を有する事業者のモバイルポータルサービス用設備を利用せざるを得ない可能性があり、かかる構成を採る場合に、当該モバイルポータルサービス用設備が第二種指定されていないと、電気通信事業法第34条3項4号が定める接続料の規定を適用回避できること、④ケータイメールサービスが広く利用者に浸透し、頻繁に利用されている一方で、メールアドレスのポータビリティが話題となる中、MNOが所有するモバイルポータルサービス用プラットフォームに接続してメールアドレスの変換を実施し、メールアドレスポータビリティを実現するプラットフォーム事業者が出現する可能性があるが、当該MNOと当該プラットフォーム事業者の接続を、当該プラットフォーム事業者が電気通信事業者である場合に、合理的金額(事業法34条に規定される接続料)での接続ができることが、かかるサービスの拡大に資すること、⑤プラットフォーム業者が電気通信事業者である場合、その他にもMNOが保有するモバイルポータルプラットフォームとプラットフォーム事業者が保有するプラットフォームが物理的に接続される場合があり得ると考えられるが、このような接続においても、適正な水準の接続料が設定されるべきであること、等にあります。

別の例としては、パケット通信を利用した音声電話(モバイルIP型の電話若しくはIP転送電話)が挙げられます。当該サービスは、既に法人顧客向けにSIPサーバを利用した通信として提供されている例があるところですが、NGNにおいてはSIPサーバを第一種指定電気通信設備として認定している一方で、MNOについてはその規定はありません。固定網も移動網もIP化を基盤とした網構成に移行し、FMC化も進展する中、IP型の電話に対する扱いは共通であるべきことは言うまでもありま

せん。

なお、現在のIP電話の規定は固定網における品質を基準としているため、その規定を移動網にそのまま適用するのは無理があります。移動通信が電波という必ずしも高品質を担保した伝送媒体を利用していないことを考えると、移動網に適したIP電話品質規定を策定することは合理的です。また、モバイルIP電話に関するMNOとの議論が開始されると考えられる中、当該サービスに関するMNOとの接続ルールの整備も必要となります。3.9Gの到来やVOIP機能を有する携帯電話機が続々と登場していることを鑑み、ルール作りを含めた早急な議論が肝要であると考えます。

なお、前述のように、アンバンドル化された機能との標準的接続に関して、当該接続のためのハードウェア及びソフトウェア改造にかかる費用については、特殊な場合を除き被接続事業者側が当該費用を負担するのが原則であることから、上記モバイルポータルプラットフォーム等との接続に関しても、改造に要する費用は携帯電話事業者(MNO)が支払うべきものと考えます。

以上